

## 郵政民営化委員会（第31回）議事要旨

日時：平成19年10月22日（月） 13：30～15：03

場所：虎ノ門第10森ビル5階 郵政民営化委員会会議室

（委員4名出席）

- 最初の議題として、増田総務大臣・郵政民営化担当、岡本総務大臣政務官の挨拶があった。増田大臣からは、「郵政民営化委員会は、郵政民営化の実施の監視機関として、さらに重要な役割を担っていかれるものと認識している。承継会社からの申請が予想される新規業務に関する審議や、3年ごとの民営化の進捗状況についての総合的な見直し等の課題については、郵政民営化の効果に関わるものであり、広く注目が寄せられている。委員の皆様のご理解と御協力をお願いしたい」との発言があった。
- 次に、議題の2として、増田寛也委員の辞任に伴い、10月5日付けで、内閣総理大臣により郵政民営化委員会委員の任命を受けた飯泉嘉門徳島県知事の紹介があった。
- 続いて、議題の3として、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の認可について、総務省、金融庁から報告があった。

これに対し、委員からは

  - ・ 中山間地域等から、郵便局の集約化の動きやサービス低下の声が寄せられている。監督官庁には、国会での附帯決議を尊重しつつ取り組まれるよう承継会社への指導をお願いしたい。
  - ・ 定額小為替の振出料金の値上げなどが取り上げられているが、サービスにはコストがかかっている。サービス水準の維持は重要であるが、コスト負担については、透明性が重要であり、管理会計をしっかり整備することが必要。等の発言があった。
- 続いて、議題4として、10月4日にゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険が金融庁長官及び総務大臣に対して、運用対象の自由化に係る認可申請を行い、両省庁が郵政民営化委員会に対し意見を求めていることを受けて、調査審議を行った。

まず、運用対象の自由化に係る認可申請について、日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険からの説明を受けた。

これについて、委員からは

  - ・ ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の資金の運用については相互に連携するのか。  
（←「運用については情報共有は行わない。公社時代も同様」との回答あり。）
  - ・ ゆうちょ銀行は貸付の経験がないが、参加型のシンジケートローンについて、どのように取り組むのか。  
（←「参加型のシンジケートローンについてはアレンジャーが存在し、プライステイカーの立場

となる。これまで経験のある人が社員として相当数入社している」との回答あり。)

- ・ 資金のロットを戦略的に活用すべき。どのような考えで運用を行っていくのか。  
(←「分散と流動性をキーワードに行っていく。例えば大量に保有している国債市場で、自らの行動により大きな変化を起こすと、自らが困るという面がある」との回答あり。)
- ・ 運用のための人材育成として、中途採用、既存人材の派遣研修という方法があるが、短期間でどのように行っていくのか。  
(←「中途採用については、他社から優秀な人を採用し、その人の紹介でさらに人を集めていく。スーパースターのみによる運用体制よりも、組織的な運用体制が重要と考え、努力している。内部の人材については少しずつスキルアップしていくしかない。内部の人材育成の状況も踏まえて、漸進的に運用の多様化を行っていく」との回答あり。)
- ・ 新しいリスクを取るに当たっては、内部管理体制を強化し、フロントと同程度の専門性を持たせるべき。

等との発言があった。

- その後、本件認可申請に関する関係者の意見については、本日の委員会に出席を希望する団体等はなく、全国銀行協会のみがこれまでに意見書の提出を行ったことから、事務局よりこれを紹介の後、議論を行った。

委員からは

- ・ 資金規模が大きく、需給を歪めるという理由では、何もできないこととなり、シンジケートローンに参加できないとすることには説得力がない。
- ・ 一般の金融機関においては、貸出業務を実施しているなかでシンジケートローンを行っているが、金融二社の場合はそうではない。シンジケートローンへの参入の前提として、十分なリスク管理態勢の整備がなされていることが重要。

等の発言があった。

- 田中委員長からは、「本件の運用対象の自由化に係る認可申請については、10月29日(月)正午までを締切として、ホームページにおいて意見募集を行っているところであり、寄せられる意見も参考としつつ、意見の取りまとめに向け今後審議を行っていきたい」との発言があった。

- 最後に、議題5として、第30回会合で田中委員長から提案のあった、持ち回り審議を可能とする議事の特例について、事務局から説明があった。

委員からは概ね異論がなかったが、辻山委員が本日欠席しているため、その意向も確認の上、次回の会合において決定することとなった。

- 次回委員会の開催日程等については、別途事務局から連絡することとした。

(注) 以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧ください。